

代表的な減少要因別の現状及び保全対策状況

代表的な減少要因の分類群別種数及び割合

◆種数

分類群	絶滅危惧種数	減少要因						
		開発	水質汚濁・農薬汚染	捕獲・採集	過剰利用等	捕食者侵入・食害・競合・異種交雑等 <外来種による>	管理放棄	遷移進行
哺乳類	42	31	5	4	1	10	0	1
鳥類	92	61	10	15	12	20	1	3
爬虫類	31	24	1	14	1	17	1	2
両生類	21	21	11	10	2	5	2	0
魚類	144	135	89	37	0	37	8	2
昆虫類	239	131	44	48	6	37	30	13
貝類	377	239	27	54	8	27	1	8
その他無脊椎	56	31	12	6	3	14	0	0
維管束植物	1690	811	43	380	158	12	51	418
蘚苔類	229	131	2	0	14	2	0	2
藻類	110	20	41	0	1	6	3	0
地衣類	60	19	0	0	9	0	1	0
菌類	64	25	0	1	0	2	3	1
合計	3155	1679	285	569	215	189	101	450

◆割合(各要因別種数/分類群別の絶滅危惧種数)

分類群	絶滅危惧種数	減少要因						
		開発	水質汚濁・農薬汚染	捕獲・採集	過剰利用等	捕食者侵入・食害・競合・異種交雑等 <外来種による>	管理放棄	遷移進行
哺乳類	42	73.8%	11.9%	9.5%	2.4%	23.8%	0.0%	2.4%
鳥類	92	66.3%	10.9%	16.3%	13.0%	21.7%	1.1%	3.3%
爬虫類	31	77.4%	3.2%	45.2%	3.2%	54.8%	3.2%	6.5%
両生類	21	100.0%	52.4%	47.6%	9.5%	23.8%	9.5%	0.0%
魚類	144	93.8%	61.8%	25.7%	0.0%	25.7%	5.6%	1.4%
昆虫類	239	54.8%	18.4%	20.1%	2.5%	15.5%	12.6%	5.4%
貝類	377	63.4%	7.2%	14.3%	2.1%	7.2%	0.3%	2.1%
その他無脊椎	56	55.4%	21.4%	10.7%	5.4%	25.0%	0.0%	0.0%
維管束植物	1690	48.0%	2.5%	22.5%	9.3%	0.7%	3.0%	24.7%
蘚苔類	229	57.2%	0.9%	0.0%	6.1%	0.9%	0.0%	0.9%
藻類	110	18.2%	37.3%	0.0%	0.9%	5.5%	2.7%	0.0%
地衣類	60	31.7%	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%	1.7%	0.0%
菌類	64	39.1%	0.0%	1.6%	0.0%	3.1%	4.7%	1.6%
合計	3155	53.2%	9.0%	18.0%	6.8%	6.0%	3.2%	14.3%

注：それぞれの要因には下記が含まれる。

開発：要因 11 森林伐採、要因 12 湖沼開発、要因 13 河川開発、要因 14 海岸開発、
 要因 15 湿地開発、要因 16 草地開発、要因 17 石灰等採掘、要因 21 ゴルフ場、
 要因 22 スキー場、要因その他開発、要因 23 土地造成、要因 24 道路工事、
 要因 25 ダム建設

水質汚濁・農薬汚染：要因 31 水質汚濁、要因 32 農薬汚染

捕獲・採集：要因 41 園芸採取・狩猟等、要因 42 薬用採集、要因 43 その他不法採集等

過剰利用等：要因 51 踏みつけ、要因過剰利用

捕食者侵入・食害・競合・異種交雑等<外来種による>：

要因 52 捕食者侵入・食害等<外来種による>、要因 56 帰化競合、
 要因 57 異種交雑<外来種による>

管理放棄：要因 53 管理放棄

遷移進行：要因 54 遷移進行

代表的な減少要因に対して想定される対策について

減少要因	想定される主な対策
開発	○一定の区域内の開発規制（各種保護地域制度） ○事業時の環境配慮等（環境影響評価） ○生息・生育地の再生等（自然再生）
水質汚濁等	○排出規制 →一定の区域を定めて制限（保護地域内） →区域を定めず汚水等の排出を制限
捕獲・採集	○捕獲・採取規制 →区域を定めず種等を指定して捕獲・採取等を制限 →一定の区域を定めて全種または指定種の捕獲・採取等を制限（保護地域内）
過剰利用等	○利用規制 →一定の区域を定めて立入や車馬の乗入等を制限（保護地域内） ○利用時の環境配慮等（エコツーリズム等） ○生息・生育地の再生等
捕食者侵入・食害・競合・異種交雑等 ＜外来種による＞	○外来種等の放出等規制 →区域を定めず種指定して放出を制限 →一定の区域内を定めて外来種等の全種または指定種の放出を制限（保護地域内） ○外来種のモニタリング、防除等 ○非意図的導入による外来種の侵入予防等
管理放棄	○生息・生育地の再生・維持管理等
遷移進行	○生息・生育地の再生等

注：給餌、傷病個体の保護、飼育繁殖などによる個体数の積極的維持・回復は減少要因に関わらず対策となりうる。

注：それぞれの要因には下記が含まれる。

開発：要因 11 森林伐採、要因 12 湖沼開発、要因 13 河川開発、要因 14 海岸開発、要因 15 湿地開発、要因 16 草地開発、要因 17 石灰等採掘、要因 21 ゴルフ場、要因 22 スキー場、要因その他開発、要因 23 土地造成、要因 24 道路工事、要因 25 ダム建設

水質汚濁・農薬汚染：要因 31 水質汚濁、要因 32 農薬汚染

捕獲・採集：要因 41 園芸採取・狩猟等、要因 42 薬用採集、要因 43 その他不法採集等

過剰利用等：要因 51 踏みつけ、要因過剰利用

捕食者侵入・食害・競合・異種交雑等＜外来種による＞：要因 52 捕食者侵入・食害等＜外来種による＞、要因 56 帰化競合、要因 57 異種交雑＜外来種による＞

管理放棄：要因 53 管理放棄

遷移進行：要因 54 遷移進行

絶滅危惧種の種指定による捕獲規制状況（動物種数）

分類群	RDB ランク	右記の法令 による指定 種	地域を定めない捕獲規制			地域を限定した捕獲規制			
			国内希少 野生 動物種	狩猟鳥獣 以外の 鳥獣	天然記念 物 (特別天然 記念物を含 む)	国立・国定 公園の 特別地域 の指定動 物	国立・国定 公園の 海域公園 地区の捕 獲規制動 物	自然環境 保全地域 の野生動 植物保護 地区の保 護すべき野 生動物	都道府県 の希少種 保護条例 指定種
哺乳類	CR	14	4	14	9				
	EN	40	5	40	13				3
	VU	6	1	6	4				2
鳥類	CR	21	15	21	6				
	EN	92	35	92	25				13
	VU	39	9	39	12				7
爬虫類	CR	1	1						
	EN	8	1		3	3	2		2
	VU	4			3	1			2
両生類	CR	1	1						1
	EN	10	1		1				10
	VU	5			1				4
魚類	CR	16	4		3		4		11
	EN	38	4		4		14	3	22
	VU	10			1		7		8
昆虫類	CR+EN	46	15	15	8	5	6	5	30
	VU	13			3	1			19
貝類	CR+EN	22							22
	VU	13							13
その他 無脊椎	CR+EN	4							4
	VU	1							1
合計		260	61	132	54	9	14	0	106

注1：天然記念物（特別天然記念物を含む）については種指定種の中の野生生物種のみを対象とし、地域指定種等は対象としていない。

注2：自然環境保全地域は国指定を対象としている。

注3：レッドリストは基本的に、動物は種・亜種、植物は種・亜種・変種で選定されている。各法律による指定種名およびその範囲が、レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法律における種数とは一致しない。

例：天然記念物指定のカワウソには、ニホンカワウソ（北海道亜種）（CR）、ニホンカワウソ（本州以南亜種）（CR）の2亜種が含まれる、

トゲネズミにはオキナワトゲネズミ（CR）、アマミトゲネズミ（EN）、トクノシマトゲネズミ（EN）の3種が含まれる。

注4：全ての動植物の捕獲等が規制されている区域（国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地域、生息地等保護区の管理地区内で特に指定された区域、鳥獣保護区内の特別保護地区内で特に指定された区域）では上記以外の種も捕獲が規制される。

捕獲・採集が減少要因である絶滅危惧種の種指定による捕獲規制状況(動物種数)

分類群	RDB ランク	種数	右記の法令による 指定種	地域を定めない捕獲規制			地域を限定した捕獲規制			
				国内希少 野生 動物種	狩猟鳥獣 以外の 鳥獣	天然記念 物 (特別天然 記念物を 含む)	国立・国定 公園の 特別地域 の指定動 物	国立・国定 公園の 海域公園 地区の捕 獲規制動 物	自然環境 保全地域 の野生動 植物保護 地区の保 護すべき 野生動物	都道府県 の希少種 保護条例 指定種
哺乳類	CR	3	3		3	2				
	EN	4	3 (75%)		3	2				
	VU	1	0							
鳥類	CR	3	3	2	3	1				
	EN	15	15 (100%)	4	15	4				3
	VU	9	9	1	9	2				3
爬虫類	CR	2	1	1						
	EN	14	7 (50%)	1		2	3	2		2
	VU	8	3			2	1			2
両生類	CR	1	1	1						1
	EN	10	8 (80%)	1		1				8
	VU	5	4			1				4
魚類	CR	17	8	2		1		3		4
	EN	37	15 (41%)	2		1		4	1	10
	VU	7	6							5
昆虫類	CR+EN	48	21 (44%)	7	7	3	2	3	2	15
	VU	23	17				1			11
		25	4					1		4
貝類	CR+EN	54	2 (4%)							2
	VU	35	2							2
		19	0							
その他 無脊椎	CR+EN	6	0 (0%)							
	VU	1	0							
		5	0							
合計		188	71 (38%)	15	18	13	6	4	0	40

注1：天然記念物（特別天然記念物を含む）については種指定種の中の野生生物種のみを対象とし、地域指定種等は対象としていない。

注2：自然環境保全地域は国指定を対象としている。

注3：レッドリストは基本的に、動物は種・亜種、植物は種・亜種・変種で選定されている。各法律による指定種名およびその範囲が、レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法律における種数とは一致しない。

例：天然記念物指定のカワウソには、ニホンカワウソ（北海道亜種）（CR）、ニホンカワウソ（本州以南亜種）（CR）の2亜種が含まれる、

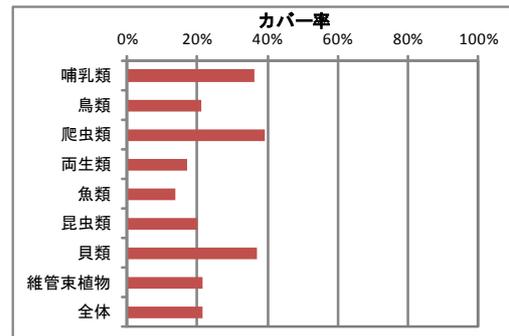
トゲネズミにはオキナワトゲネズミ（CR）、アマミトゲネズミ（EN）、トクノシマトゲネズミ（EN）の3種が含まれる。

注4：全ての動植物の捕獲等が規制されている区域（国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地域、生息地等保護区の管理地区内で特に指定された区域、鳥獣保護区内の特別保護地区内で特に指定された区域）では上記以外の種も捕獲が規制される。

保護地域のカバー率（分布データがある分類群のみ）

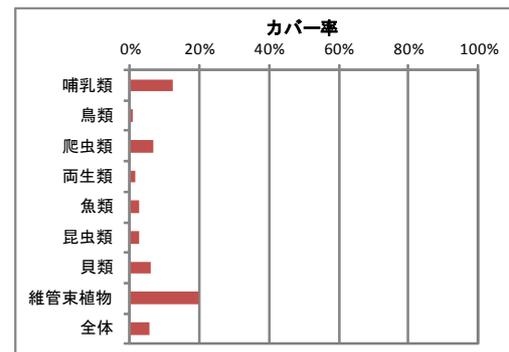
◆減少要因：開発

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
				全体	保護地域内 ^{*2}	
哺乳類	31	20	17	254	92.3	36.3%
鳥類	61	44	40	7,111	1,503.0	21.1%
爬虫類	24	21	15	522	205.5	39.4%
両生類	21	20	20	1,651	283.2	17.2%
魚類	135	104	86	6,882	935.8	13.6%
昆虫類	131	75	69	10,108	2,025.2	20.0%
貝類	239	216	183	4,000	1,474.3	36.9%
維管束植物	811	432	361	9,687	2,087.1	21.5%
全体	1,453	932	791	40,215	8,606.5	21.4%



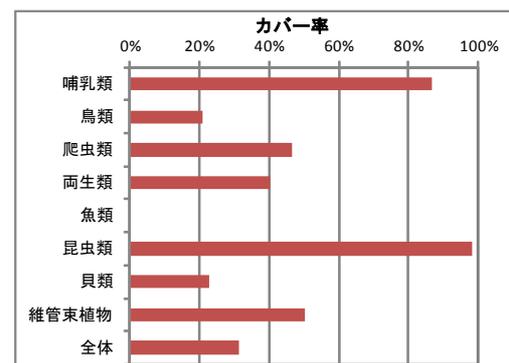
◆減少要因：捕獲・採集

分類群	該当種数	分布データがある種数	捕獲・採集の規制区域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
				全体	捕獲・採集の規制区域 ^{*3}	
哺乳類	4	1	1	8	1.0	12.5%
鳥類	15	10	5	940	7.2	0.8%
爬虫類	14	13	8	449	30.8	6.9%
両生類	10	9	6	1,086	18.6	1.7%
魚類	37	35	18	1,689	44.7	2.6%
昆虫類	48	35	24	4,345	122.5	2.8%
貝類	54	47	22	1,073	63.3	5.9%
維管束植物	380	119	71	1,740	347.2	20.0%
全体	562	269	155	11,330	635.3	5.6%



◆減少要因：過剰利用等

分類群	該当種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
				全体	保護地域内 ^{*2}	
哺乳類	1	1	1	11	9.5	86.5%
鳥類	12	12	11	1,423	300.4	21.1%
爬虫類	1	1	1	139	64.8	46.6%
両生類	2	2	2	96	38.7	40.3%
魚類	0	0	0	0	0.0	-
昆虫類	6	3	3	32	31.5	98.3%
貝類	8	6	3	50	11.4	22.7%
維管束植物	158	61	54	492	247.0	50.2%
全体	188	86	75	2,243	703.3	31.4%



それぞれの要因には下記が含まれる。

開発：要因11 森林伐採、要因12 湖沼開発、要因13 河川開発、要因14 海岸開発、
 要因15 湿地開発、要因16 草地開発、要因17 石灰等採掘、要因21 ゴルフ場、
 要因22 スキー場、要因その他開発、要因23 土地造成、要因24 道路工事、
 要因25 ダム建設

捕獲・採集：要因41 園芸採取・狩猟等、要因42 薬用採集、要因43 その他不法採集等

過剰利用等：要因51 踏みつけ、要因過剰利用

*1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数

<例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ

なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

*2 保護地域内の延べ分布メッシュ数のカウント方法については、別添資料を参照。

なお、ここでいう保護地域は以下を指す。

国立・国定公園、自然環境保全地域（国指定、原生自然環境保全地域も含む）、

国指定鳥獣保護区、生息地等保護区

*3 捕獲・採集の規制区域：全動植物について、捕獲・採取を許可制にする等の規制を行っている地種区分のみを選択した。具体的には以下の保護地域の地種区分が該当する。

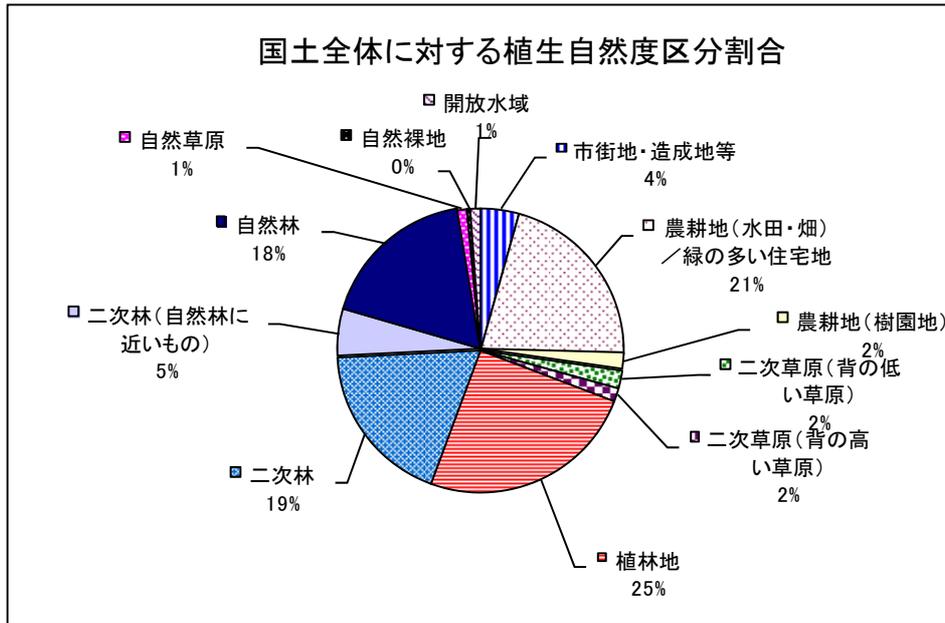
国立・国定公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域

なお、生息地等保護区については、元データに地種区分が無いため、ここでは一括して対象外としている。

また、延べ分布メッシュ数のカウント方法については、*2と同じく別添資料を参照。

植生自然度別の絶滅危惧種の現状

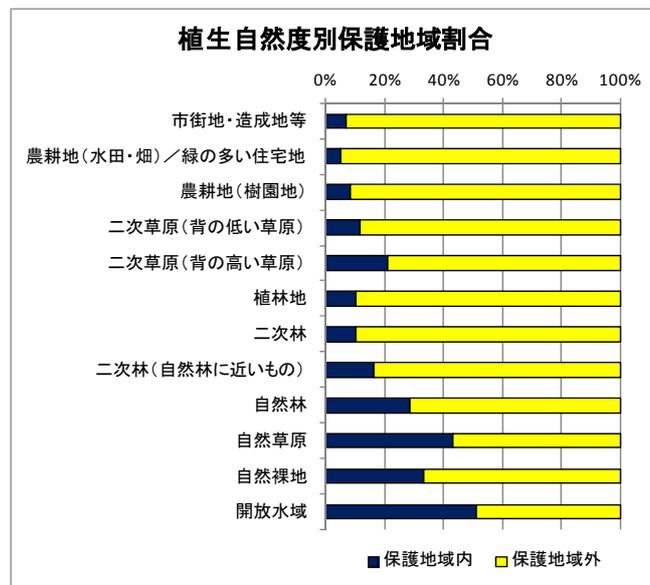
国土全体に対する植生自然度区分の割合（3次メッシュ単位）



注：

- ・植生自然度区分については、生物多様性センターホームページで公開されている植生調査 3 次メッシュデータをダウンロードし、植生データを植生自然度区分に当てはめ使用した。
- ・現存植生図上のメッシュの読みとりは、5 万分の 1 植生図上で地域基準メッシュ（3 次メッシュ）の中央に直径 5mm の測定円（約 5ha）を設定し、円内で最も広い面積を占める群落をそのメッシュの代表とした（小円選択法）。
- ・上記手法で植生データの得られたメッシュのみを対象としているため、他手法で求めた国土の数値とは一致しない場合がある。

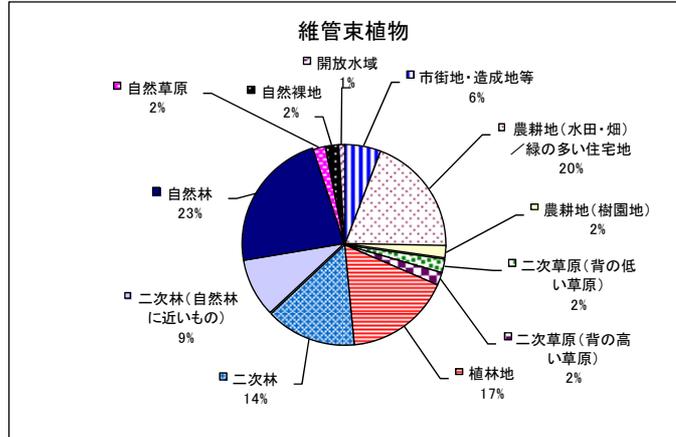
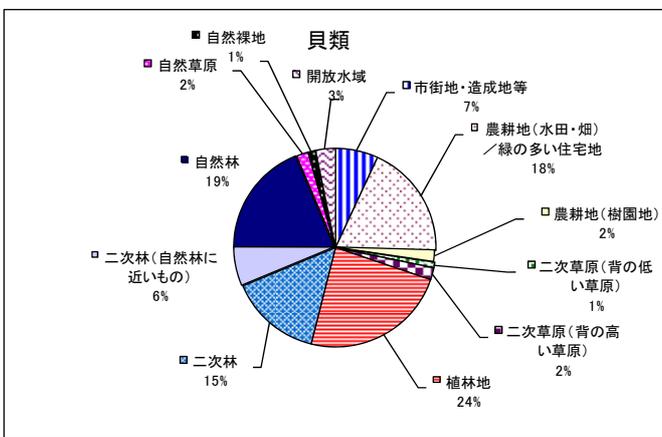
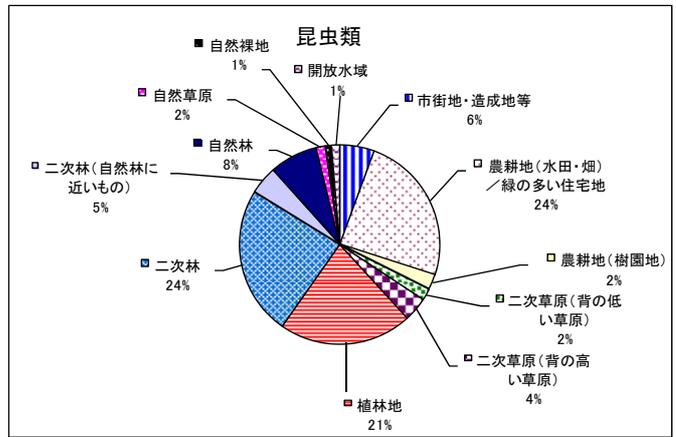
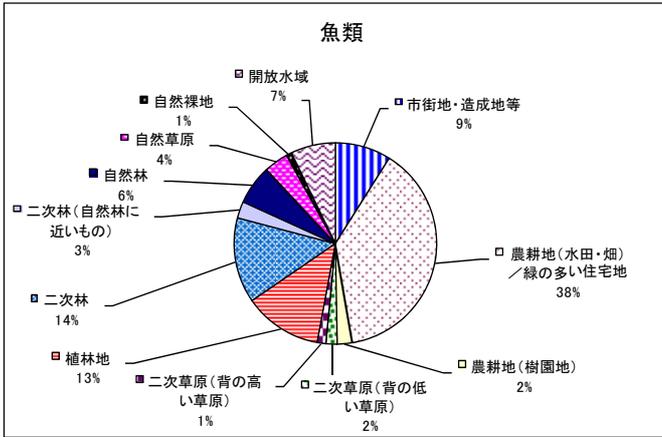
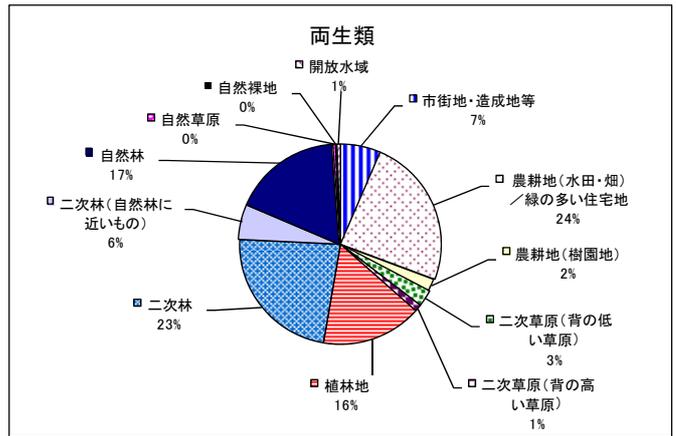
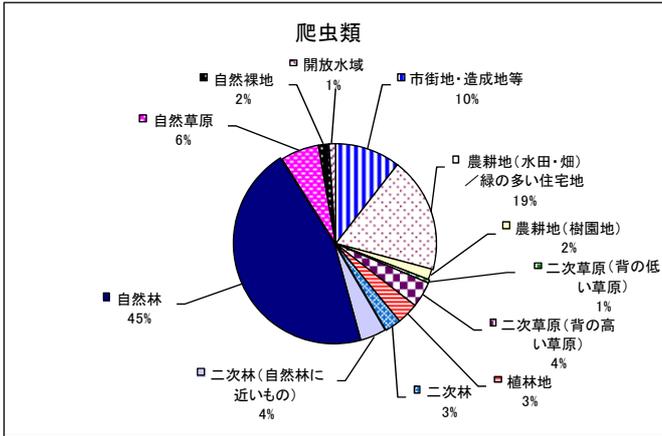
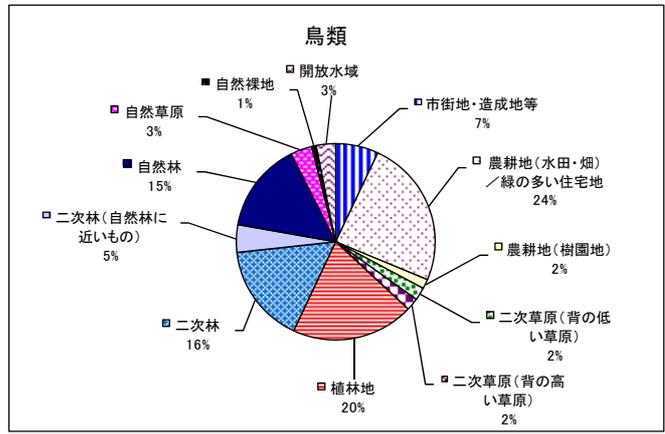
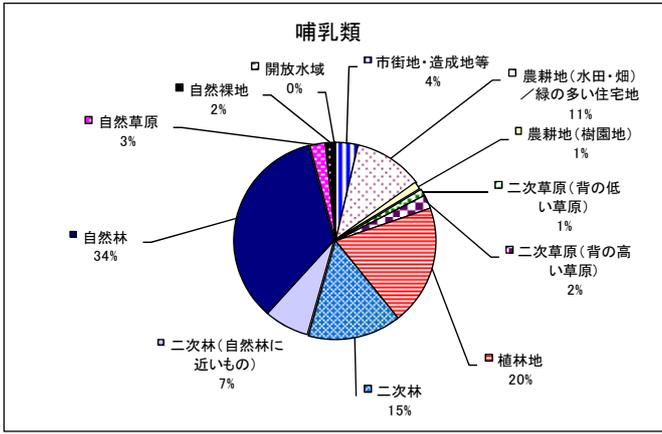
国土全体に対する植生自然度区分別の保護地域の割合（3次メッシュ単位）



注：

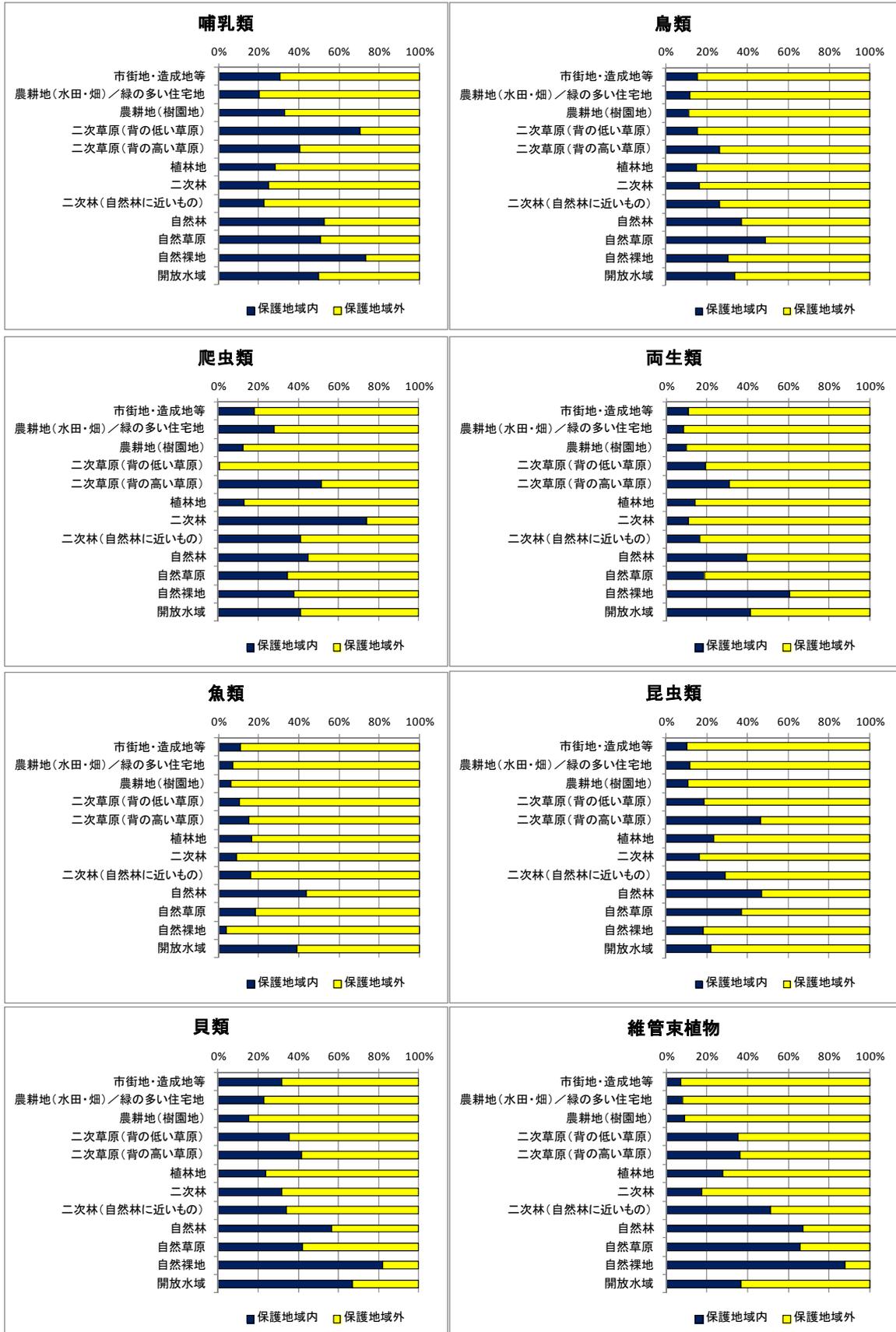
- ・植生自然度区分については、生物多様性センターホームページで公開されている植生調査 3 次メッシュデータをダウンロードし、植生データを植生自然度区分に当てはめ使用した。
- ・3 次メッシュ単位で自然公園(国立公園、国定公園)、自然環境保全地域(国指定のみ、原生自然環境保全地域を含む)、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区を抽出し、一部でも重なる場合、保護地域内として集計を行った。

絶滅危惧種分布データの植生自然度区別記録割合（8分類群）



注：
 ・メッシュ単位で分布データが集約されている8分類群について、絶滅危惧種のデータを抽出し、別添資料の手法に基づき2次メッシュ、5倍地域メッシュのデータを変換し集計した。
 ・植生の読み取りは小円選択法によるため、対象生物が実際に生息する環境の区分とは一致しない可能性がある。

保護地域内外における絶滅危惧種分布データの記録割合 (植生自然度区分別 8分類群)



注：
 ・メッシュ単位で分布データが集約されている8分類群について、絶滅危惧種のデータを抽出し、別添資料の手法に基づき2次メッシュ、5倍地域メッシュのデータを変換し集計した。
 ・植生の読み取りは小円選択法によるため、対象生物が実際に生息する環境の区分とは一致しない可能性がある。
 ・3次メッシュ単位で自然公園(国立公園、国定公園)、自然環境保全地域(国指定のみ、原生自然環境保全地域を含む)、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区を抽出し、一部でも重なる場合、保護地域内として集計を行った。